

岡山市屋外広告物条例 新旧対照表 ( \_は公布日, \_\_は R3. 4. 1, \_\_\_は R3. 10. 1 に施行)

現 行	改 正 (案)
<p>○岡山市屋外広告物条例</p> <p style="text-align: right;">平成7年12月25日 市条例第51号</p> <p>第1条～第3条 (略) (禁止地域等)</p> <p>第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第4章の規定により指定された自然環境保全地域並びに岡山県自然保護条例(昭和46年岡山県条例第63号) <u>第3章</u>の規定により指定された岡山県自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域並びに郷土記念物及びその周囲で市長が指定する区域</p> <p>(7)～(16) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第7条 (略) (適用除外)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する広告物又は掲出物件については、第4条、第5条及び前条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>○岡山市屋外広告物条例</p> <p style="text-align: right;">平成7年12月25日 市条例第51号</p> <p>第1条～第3条 (略) (禁止地域等)</p> <p>第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第4章の規定により指定された自然環境保全地域並びに岡山県自然保護条例(昭和46年岡山県条例第63号) <u>第4章</u>の規定により指定された岡山県自然環境保全地域、環境緑地保護地域、郷土自然保護地域並びに郷土記念物及びその周囲で市長が指定する区域</p> <p>(7)～(16) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第7条 (略) (適用除外)</p> <p>第8条 次 <u>に掲げる</u> 広告物又は掲出物件については、第4条、第5条及び前条の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、</u></p>

岡山市屋外広告物条例 新旧対照表 ( \_ は公布日, \_\_ は R3. 4. 1, \_\_\_ は R3. 10. 1 に施行)

第9条 (略)

(許可条件等)

第10条 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置を許可する場合には、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、1年を超えることができない。

第11条～第15条 (略)

(手数料)

第16条 この条例の規定による広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可を受けようとする者は、別表に定める許可手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 既納の手数料は、還付しない。

(管理義務)

第17条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第18条, 第19条 (略)

前条の規定は、適用しない。

第9条 (略)

(許可条件等)

第10条 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置を許可する場合には、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、1年を超えることができない。ただし、規則で定めるものについては、3年を限度として許可することができる。

第11条～第15条 (略)

(手数料)

第16条 この条例の規定による広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可を受けようとする者は、別表に定める許可手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第6条の届出を経た政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 既納の手数料は、還付しない。

(管理義務)

第17条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者(以下「広告物の表示者等」という。)又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。)は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第18条, 第19条 (略)

岡山市屋外広告物条例 新旧対照表 ( \_は公布日, \_\_は R3. 4. 1, \_\_\_は R3. 10. 1 に施行)

<p>(点検義務)</p> <p>第20条 <u>第11条第1項の規定による許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件について、あらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。</u></p> <p>第21条～第37条 (略)</p> <p>(審議会への諮問)</p> <p>第38条 市長は、次に掲げる場合においては、景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 第8条第1項第4号、第2項第1号から第4号まで、第3項各号 <u>及び</u>第5項第1号、第13条第1項並びに第14条に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>第39条 (略)</p>	<p>(点検義務)</p> <p>第20条 <u>広告物の表示者等又は広告物の所有者等は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を点検し、その結果を保管しなければならない。</u></p> <p><u>2 広告物の表示者等又は広告物の所有者等は、規則で定める広告物又は掲出物件について、法第10条第2項第3号イに掲げる者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。</u></p> <p><u>3 第11条第1項の許可を受けようとする者又は表示し、若しくは設置した日から1年以上の期間を経過した広告物若しくは掲出物件について第7条第1項若しくは第8条第3項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、第1項又は前項の点検の結果を市長に報告しなければならない。</u></p> <p>第21条～第37条 (略)</p> <p>(審議会への諮問)</p> <p>第38条 市長は、次に掲げる場合においては、景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 第8条第1項第4号、第2項第1号から第4号まで、第3項各号、第5項第1号 <u>及び第7項</u>、第13条第1項並びに第14条に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>第39条 (略)</p>
--	--

岡山市屋外広告物条例 新旧対照表 ( \_は公布日, \_\_は R3. 4. 1, \_\_\_は R3. 10. 1 に施行)

<p>(罰則)</p> <p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1), (2) 略</p> <p>(3) 第33条の11第1項の<u>規定</u>又は第33条の14第4項の規定による営業の停止の命令に違反した者</p> <p>第41条～第44条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1), (2) 略</p> <p>(3) 第33条の11第1項又は第33条の14第4項の規定による営業の停止の命令に違反した者</p> <p>第41条～第44条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第6号の改正規定は公布の日から、第20条の改正規定及び次項の規定は令和3年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 第20条の改正規定の施行の際現に改正前の岡山市屋外広告物条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件に係る点検及び報告については、令和5年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>(岡山市景観条例の一部改正)</u></p> <p><u>3 岡山市景観条例（平成19年市条例第68号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第31条第18号中「及び第5項第1号」を「、第5項第1号及び第7項」に改める。</u></p>
---	---